平成２４年（フ）第１４６０９号
千葉県千葉市花見川区検見川町３丁目435番地　シャトル検見川102号
破産者　池田　晃哲
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４６１０号
埼玉県戸田市本町３丁目９－８
破産者　石川　　勝
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４６５９号
東京都足立区宮城１丁目16―９―305
破産者　大山　勝則
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４６７３号
埼玉県さいたま市見沼区大和田町２丁目1514―15
破産者　松平　容典
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４７１６号
千葉県船橋市南三咲３丁目７―50―203
破産者　工藤　幸広
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４７１９号
東京都小平市花小金井５丁目19―５
破産者　小林佐知子
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４７２０号
埼玉県川口市並木３丁目14―23―401
破産者　小林　　繁
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４７３５号
埼玉県川口市柳崎４丁目18―７―101
破産者　新井　政夫
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４７３６号
埼玉県川口市柳崎４丁目18―７―101
破産者　新井　敏枝
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４８１５号
東京都新宿区西新宿７丁目22―31―510
破産者　高橋　恵介
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４８１８号
東京都多摩市連光寺４丁目15―１―109
破産者　浅田　竜也
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５５号
京都府福知山市篠尾新町２丁目85番地
破産者　有限会社むら長
1　決定年月日　平成25年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２４年（フ）第１２３号
茨城県日立市諏訪町５丁目34番13号
破産者　有限会社栗原電設
1　決定年月日　平成25年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第１０２５号
さいたま市緑区大字三室1403番地
破産者　大藤電設株式会社
1　決定年月日　平成25年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５０６号
埼玉県上尾市大字原市621番地１
破産者　株式会社ＯＡＴ
1　決定年月日　平成25年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６１４号
埼玉県久喜市古久喜138番地16、商業登記簿上の本店所在地さいたま市北区土呂町１丁目48番11号
破産者　株式会社高橋設備設計事務所
1　決定年月日　平成25年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６２０号
さいたま市緑区大字三室2465番地17
破産者　有限会社三浦建設
1　決定年月日　平成25年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７０２号
千葉県流山市西初石２丁目18番地の21　初石パークＢ―202
破産者　株式会社ブロードバンド通信
1　決定年月日　平成25年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７０３号
千葉県流山市西初石２丁目18番地の21　初石パークＢ―202
破産者　石井　昭一
1　決定年月日　平成25年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７５０号
千葉県松戸市北松戸２丁目１番地３
破産者　トレンディ販売株式会社
1　決定年月日　平成25年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７５１号
千葉県松戸市胡録台266番地の３　ゼファー松戸イムス105号
破産者　北條　隆行
1　決定年月日　平成25年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１４１５号
東京都新宿区市谷薬王寺町70―501、開始決定時の住所東京都豊島区南池袋４丁目７―11―205
破産者　伊藤　　修
1　決定年月日　平成25年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部